

- ・意見の分類は、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局が意見の文章を読んで大分類及び小分類から1つずつの選択したもの。そのため、意見の詳細なニュアンスやすべての要素を反映しているわけではないことに留意が必要。
- ・意見の分類は、あくまで全ての意見を俯瞰的に捉えるための一つの枠組みであり、制度所管府省庁が、今後、取組を進め対応方針を検討するにあたっては、これらの意見で指摘されている事項を個別に精査することが重要。

※一部の意見については、団体名を伏せる必要性や文章の分かりやすさを考慮し、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局が、団体名の削除、都道府県名を「県」に統一する表記変更、文章の意味を損なわない範囲での軽微な修正などを行っている場合あり。

#	業務・システム名	意見	団体種別	意見の分類	
				大分類	小分類
1	全体について	共通化候補は分権提案が多数を占めており、共通化の効果が大きいと考えられる。国の省庁間や国と地方自治体の協力及び連携の元で、BPRを含めた業務全体の最適化をお願いします。	中核市	共通化候補の選定に関すること	積極
2	全体について	標準準拠システムへの移行の際は、「データ連携に関する課題は事業者間協議にて解決を行うこととする」という方針が示されたが、標準システムと独自施策システム間のデータ連携等で事業者間協議が難航した結果、各自治体において調整する自体が生じた。今後共通化を進めていくサービスやシステムについてデータ連携が必要なものについては、導入するシステムに拘わらず共通の方法となるよう仕様を明確に示して欲しい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	技術・システム設計に関すること	データに関すること
3	全体について	オンライン申請で手数料等の金銭の授受を伴う場合について、国ではオンラインによるキャッシュレス決済を推進するため、イニシャルコストの補助制度を設けておりますが、キャッシュレス決済を行うためのランニングコストや支払毎に生じる手数料等は自治体の持ち出しになります。 また、各種手続きに添付する証明書の発行数は住基ネットや戸籍情報連携の開始に伴い減少し、同時に自治体の手数料収入は大きく減少している一方、新しい手法を導入することで増加するコストやシステムを管理する職員のマンパワー不足が小規模自治体では大きな負担になっている状況です。 オンライン申請に係るシステム、キャッシュレス決済等を行う仕組みを国で作り、自治体が利用する形など、自治体に負担を求めない視点での制度及びシステムの構築をお願いいたします。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	地方自治体の負担に関すること	財政負担に関すること
4	全体について	「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」には、クラウド、ネットワークの費用負担について、【利用者は、運用・保守費用等について応分を負担】とあるが、請求時には応分とする具体的な根拠資料を公開または添付すべき。 ガバメントクラウドの請求書だが、あなたの負担率は〇〇%ですとの請求書だけ来て、その按分内容が正しいかの検証ができないので、本施策については負担額が恣意的に操作されていないか検証できる状態を提供してほしい。	町村	地方自治体の負担に関すること	財政負担に関すること
5	全体について	「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」には、費用負担の基本的考え方で【共通SaaSは地方公共団体が利用料等を負担】とあるが、現状利用に際し義務づけしないとのことであれば問題ないが、今後義務化されるのであれば費用負担を自治体にさせることに違和感がある。 こちらの意向無視で導入・支払いさせるのはただの押し売りでしかないのではないか。	町村	地方自治体の負担に関すること	財政負担に関すること
6	①自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁（総務省）>	議員からの受託調査を各自治体の議会事務局を通して年間250件程度行っているが、中には似通った調査もあるため非効率な場合もある。そこで、全国の議員受託調査の調査結果をデータベース化してAIで活用できるようにできれば、事務の軽減につながると考える。	中核市	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
7	①自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁（総務省）>	対象が地方自治体⇄国とある。管轄省庁が（総務省）とあるが、検察庁（法務省）管轄となる『犯歴事務』について、システム間連携されていないため、未だに検察と地方自治体間の通知及び照会が全て紙文書での郵送であり、双方に大きい事務負担が残存している現状にある。 当該業務で扱う情報は非常にプライベートかつセンシティブな内容であり、当該事務をシステム化する上で今回の選定理由にある内部開発且つセキュアであることが、必要な要件に正に合致していることから、是非とも選定いただいた上で、省の垣根を超えて横展開いただき、当該業務についての自動化を強力に推進いただきたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
8	①自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁（総務省）>	示されている「地方自治体が国に対して行う照会業務」への生成AI利用は一定の効果があると思われますが、それ以上に、法律制定時に下位条例や規則等の文案を自動生成・補助できる仕組みとすることで、より横断的かつ効果的な活用が可能になると考えます。制度改正に伴う各自治体の対応を支援する方向性も、併せて検討いただきたいです。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
9	①自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁（総務省）>	自治体からの照会事務とは逆に、国から自治体に対する照会事務に関する意見となりますが、AI共通サービスを導入するにあたっては、自治体が各府省庁に提出した照会データを一元的に集約し、ナレッジとして蓄積できる仕組みとすることを希望します。これにより、国から地方自治体に対して新たに照会を行う際に、既に提出済みの共通情報を省き、不要な重複照会を行わないようにすることで、自治体職員の負担軽減につながると考えます。 さらに、導入効果を客観的に示すため、削減できた調査・照会の件数をKPIとして設定し、業務負担がどの程度軽減されたかを明確に把握できる仕組みとすることを要望します。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
10	①自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁（総務省）>	生成AIの利活用は既に導入が進んでいる自治体もあることから、導入済み自治体の実態を踏まえた共通化検討をお願いしたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
11	①自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁（総務省）>	誤った回答が生成された場合の自治体業務に影響を与えるリスクも踏え、ファクトチェックの体制を整備していただきたい。	都道府県	制度・業務に関すること	制度運用に関すること
12	①自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁（総務省）>	既に自治体によっては、QommonsAIのような無償の生成AIサービスを利用している例もあるため、現在検討されている「ガバメントAI」については、十分な優位性があるか、あるいは利用料金がかからない設計としなければ、積極的な利用にはつながらないと考えます。 さらに、具体的なシステム設計（例：LLM選択の自由度、最新モデルへの切替可否、プロンプト登録機能〈初期テンプレート含む〉、マスキング機能、LGWANからの接続、参考文献のハイライト表示など）については、既に生成AI活用が進んでいる自治体職員へのヒアリングを踏まえた検討を要望します。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
13	①自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁（総務省）>	現在検討されている「ガバメントAI」に関する事柄となりますが、特定分野に関する文書生成であったり、何らかの照会に対して精度の高い回答をさせようとすると、根拠となる行政文書やデータをRAGに学習させる必要がありますが、自治体ごとに文書の形式・保有方法が多様であるため、そのままでは十分に活用できないことが想定されます。したがって、さまざまな形式のドキュメントを登録した際に、自動的に生成AIが理解しやすい形式へ整形する機能は必須と考えます。この機能の有無がRAGの実用性を大きく左右するため、精度検証を十分に行ったうえで導入・開発を進めていただきたいです。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
14	①自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁（総務省）>	国と地方自治体で共通の、安全・安心な生成AI利用環境が整備されることは大変有意義である。全自治体で同一のAI基盤を利用することで、活用事例やプロンプトといったナレッジの共有が促進される点も魅力的である。一方で、導入にあたっては、セキュリティの具体的な担保方法の明示が不可欠である。加えて、円滑な利用促進のため、統一された利用規約やマニュアル等の整備が必要であると考える。	中核市	技術・システム設計に関すること	セキュリティ・情報の取扱いに関すること

#	業務・システム名	意見	団体種別	意見の分類	
				大分類	小分類
15	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁（総務省）>	提供される生成ＡＩの安全性・正確性を担保してほしい。 生成ＡＩの種類によってはバックドアを仕掛けられていた例や、成果物の正確性が担保されていない事案が散見（尖閣・沖縄を中国、対馬を韓国と表記するＡＩが多数確認）されるため、使用開始にあたりある一定の基準は必要と考える。 間違いを人力で訂正する前提で、このような初歩的な内容まで確認しなければならないとするなら、そもそもこれらのＡＩは用を成さないので導入する御利益は皆無。	町村	技術・システム設計に関すること	セキュリティ・情報の取扱いに関すること
16	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	制度の必要性を一切感じない。 手続きの煩雑さだけ増して見返りが少ないのであればただの重荷にしかならない。 かつ、運用費用を負担する状態になるのであれば到底賛同できない。	町村	共通化候補の選定に関すること	消極
17	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	ふるさと納税を事例として挙げられていたが、登録した人のメリットをもっと明確にしていきたい。また、一人当たり何か所登録できるのか、登録したら何年有効の予定なのか等、利用者目線にたった情報を検討段階からご提供いただきたい。 なお、本業務はマイナンバー制度における番号事務になるかご教示いただきたい。	中核市	共通化の進め方に関すること	情報共有、連携・協議、スケジュールに関すること
18	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	ふるさと住民に登録した方について、登録された自治体が登録されたことを認識し、メッセージや情報提供を自治体が任意に送信できるシステム構築を望む	市（政令指定都市及び中核市を除く）	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
19	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	受入自治体のサービス提供、例えば図書館やスポーツ施設の受付でふるさと住民であることが総務省が構築するアプリ等により簡易に判別できるなど、ふるさと住民にサービスを提供する自治体が、ふるさと住民登録受入れ用にそれぞれの自治体でシステムを構築する必要ないシステム構築を望む	市（政令指定都市及び中核市を除く）	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
20	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	先行事例では、自治体がカード等を発行し、それに基づき特典行政サービスを提供している事例も見受けられるが、受入自治体がカード等の発行をせず、総務省が構築するアプリ等により各自治体がサービスを提供できるシステム構築を望む。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
21	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	国民の利用率９割と言われるLINE等、国民が普段使い慣れているSNSを入口にし、別途セキュリティの高い本体のシステムにリンクさせる構成にした方が、登録者増に繋がると思われる。 国による新規開発ではなく、既存の民間システム（いわゆるLINE公式アカウントなど）を参考に、国で仕様書のみを定め、民間事業で開発（既運用事業者は国使用に合わせた改修）をした方が、安価で開発期間も短縮できるのではないか。	都道府県	技術・システム設計に関すること	他システム等との連携に関すること
22	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	・関係住民管理という意味で類似事例である、東日本大震災の全国避難者情報システム及び原発避難者特例法に基づく避難者管理は非常に不効率だったので、その反省を踏まえて制度設計すべき。 ・ふるさと住民登録として登録した住民が転入してきた際、提供するサービスが重複してしまう可能性もあることから、標準システム（住登外宛名管理システム）の仕様に組み込み、人の目に頼らずシステムの的に把握できる仕組みとすべき。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	技術・システム設計に関すること	他システム等との連携に関すること
23	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	「国の共通のシステムを地方公共団体に提供した方が事務負担を含めたトータルコストを最小化できると考えられ」とあるが、本制度について各自治体の経費負担はどのように想定されるか。また、費用対効果の試算があるならお示しいただきたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	地方自治体の負担に関すること	財政負担に関すること
24	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	別添②の17ページに「～消費活動等による地域経済への貢献や、ボランティアや仕事を通じた地域の担い手としての貢献等につなげる仕組みとして「ふるさと住民登録制度」の創設を検討しているところであり、できるだけ多くの人が地域との関わりを深められるよう、誰もがアプリで簡単・簡便に登録でき、また地方公共団体の既存の取組を緩やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い仕組みとして、プラットフォームとなるシステム構築を進めることが想定されている。」とある。 「できるだけ多くの人が地域との関わりを深められる」ことと、「地方公共団体の既存の取組を緩やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い仕組みとして、プラットフォームとなるシステム構築を進めること」とは表裏一体と捉えている。ふるさと住民制度の肝は「多くの人が地域との関わりを深められる」ことでふるさと住民になることであり、地方公共団体が関係人口づくり、移住定住のために取り組んでいる仕組みや活動について、国が整備を進めようとするアプリへの包含可能度合が高ければ高いほど、ふるさと住民への関心・意欲が高まり、ふるさと住民としての関わりも増すものと思料している。ぜひ、「地方公共団体の既存の取組を緩やかに包含できる」度合の高いアプリ等の開発をお願いしたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	地域の自主性・自律性に関すること	地方自治体独自の取組みに関すること
25	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	選定の理由のとおり、それぞれの自治体がシステムを構築するより共通化したほうがスケールメリット効果があると考え。実際に運用する際は、対象土木施設が多岐にわたるため、情報がうまく伝わるよう検討が必要である。 なお、当事務所がシステムを構築する予定はない。	都道府県	共通化候補の選定に関すること	積極
26	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	国交省の地域インフラ群再生戦略マネジメントにもつながるような、良いシステムだと思います。土木施設に係る通報等もありますが、道路区域や河川区域等の区域に係る通報等も多くあり、併せて共通化していただけると助かります。	都道府県	共通化候補の選定に関すること	積極
27	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	本県は独自でLINEとKintoneを連携した、道路、河川、公園の不具合を通報いただけるシステムを運用中。 上記システムにおいて、「管理者が不明な不具合」については#9910に通報いただくよう誘導しているが、システムに登録されることも多く、施設管理者への移牒が業務負担になっている。 住民サービスの向上、通報等の受付業務の効率化が期待できるため、道路、河川、公園・緑地等の土木施設に関する市民からの通報を一元化したシステムを国で運用頂くことには賛成。	都道府県	共通化候補の選定に関すること	積極
28	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	（道路管理）本業務は国・自治体間で類似性が高く、共通システムを導入することで、住民が異なる管理者へ通報する際の利便性が向上すること、また管理者間同士での通報に関するやりとりがスムーズになる可能性が高まることから、共通システムの導入に賛成である。 一方で、導入及び運用コストや他自治体の動向、庁内ネットワークシステム上での動作環境については不安もある。	中核市	共通化候補の選定に関すること	積極
29	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	本市は、公式LINEで通報システムを実装している。自治体と国との間で同じシステムを構築することにより、通報時の手間や複雑さを軽減できる。これにより、利用件数の増加が期待できる。そのため、通報に関し、詳細な制度設計が必要であるものの、通報システムを共通化することは、利便性の向上につながると考える。	中核市	共通化候補の選定に関すること	積極
30	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	本町ではすでに同様のシステムを運用している。この状態で現状不都合はなく直ちに共通化する必要性を感じない。	町村	共通化候補の選定に関すること	消極
31	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	本県でも類似する「道路損傷通報サービス」を運用している状況で、国土交通省が運用している「道路緊急ダイヤル＃9910」との統合化が課題と認識している。 本県のサービスでは、システムで受けた通報をメール、電話により関係管理者に情報共有する非効率な事務作業を伴うため、ぜひ効率的な仕組みを検討いただきたい。	都道府県	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
32	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	「土木施設に関する住民からの通報等システム」については、各土木施設の管理者が、独自のシステムや電話等で、住民からの通報や問合せを受け、対応している。 これを「共通化」できれば、「トータルコストを最小化できる可能性」がある一方で、当該システム（アプリ）にかかる市場の独占により、競争性が失われるおそれがある。 代替として、国が通報等システムに求める仕様を明確に示し、また、システム間でデータを連携する手法を構築（例えば、『アプリＡで住民が通報・位置情報等入力→データ連携→アプリＢで管理者が通報・位置情報等受信、回答入力→データ連携→アプリＡで住民が回答受信』）するなどの対応が考えらえる。	都道府県	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること

#	業務・システム名	意見	団体種別	意見の分類	
				大分類	小分類
33	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	「道路以外の土木施設」に「漏水（道路上に水が溜まっている、噴いている）」についても対象に入れていただきたい。	政令指定都市	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
34	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	同システムにて街路樹、園樹の通報体制も整備するなどで、通報システムの一元化、システム構築に係る初期費用のコストパフォーマンス向上につながることが考えられる。（想定される樹木の通報：剪定依頼、倒木被害）	市（政令指定都市及び中核市を除く）	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
35	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	土木施設の通報等システムについては、国土交通省の、LINE通報システム「道路緊急ダイヤル＃9910」に加え、独自のシステム導入が進んでいる自治体もあることから、導入済み自治体の実態を踏まえた共通化検討をお願いしたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
36	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	本課においても、業務のデータベース化に取り組んでいるところであり、今回のデジタル共通基盤の整備に関する取組みと共通する部分や参考とする部分が多々あるのではないかと感じています。今後、方向性が定まり、スケジュールが見通せた段階で、地方自治体に対しても引き続き情報共有を図っていただきたいと思います。	中核市	共通化の進め方に関すること	情報共有、連携・協議、スケジュールに関すること
37	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	カスタマーハラスメント防止の観点から通報する際の基準を住民に示すべきと思う。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	制度・業務に関すること	制度運用に関すること
38	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	土木施設に関する住民からの通報等システムの共通化については意見はないものの、対応状況の見える化や位置情報、デジタル端末（スマホやタブレット）との連携など各自治体で求めるシステムへの性能は異なることから、各自治体で容易にカスタマイズできるような開発を行って頂きたい。	都道府県	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
39	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	道路緊急ダイヤルと同様に、案件を管理者ごとに自動で振り分ける機能を搭載いただきたい。	都道府県	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
40	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	（河川）本市では、道路・公園については市公式LINEからの通報システム対象としている。河川については通報件数が少ないため、現状は自治会等からの要望及びメール等で対応している。本システムの導入については、各管理者への適切な振り分けが確保されるのであれば、特に異論はない。	中核市	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
41	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	（下水道）各市町の状況に応じて柔軟に変更できるような共通システムが望ましいと考える。	中核市	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
42	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	共通化やシステムを整備する際には、各カテゴリや施設に応じて適切に所属を登録し、連絡が届くような仕組みを構築していただきたいです。 本市では土木施設に限りませんが、独自の通報システムを運用し、市民から年間約800件の異常報告を受けています。人口の多い自治体では道路、河川、公園・緑地などの土木施設が複数の所属にまたがり、このような場合、通報対応の際に100を超える所属の中から管理担当を探し、振り分ける業務が追加されます。結果として、1つの所属に管理が集中すると業務負担が増加し、全体的な負担軽減が困難になると考えます。 さらに、市民が施設や場所について簡便に通報できるよう、また誤った住所の送信を防ぐために、位置情報を活用した通報機能を取り入れたシステムの導入が望ましいと考えます。	中核市	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
43	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	住民からの通報を、単にウェブフォームやアプリで受け付けるだけで、その後の通報内容の振り分けや管理者間の連携、対応履歴の管理を手作業や電話に頼る等、表面的な電子化にとどまるおそれがある。 通報された情報（状況、カテゴリー、位置情報、写真等）をもとに、自動で適切な管理者に振り分け、その後の対応状況をリアルタイムで関係者間で共有できるシステムを構築するが理想である。	中核市	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
44	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	通報の際、写真・位置図の添付、コメント（内容詳細）入力は必須項目としていただきたい（対応の効率化・迅速化のため）	中核市	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
45	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	匿名での通報を行うことができるシステムとしていただきたい（匿名とすることで通報のハードルを下げるため）	中核市	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
46	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	住民が道路や橋の管理者を判断できないことが多いため、通報地点の情報から自動的に管理者（国・県・市町村など）を判定して振り分ける仕組みを実装していただきたいです。さらに、受け取った機関が「自分の所管ではない」と意思表示でき、正しい機関へ容易に回送できる仕組みも必要です。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
47	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	本市では、すでにLINEを利用した通報システム（市民レポート）を運用しております。ただし、内容によって担当する部署が細分化されているため、通報内容（道路・公園・河川・不法投棄等）が事前に設定した担当課に直接通知されるシステムです。今回のシステムも市のシステムと同様に、あらかじめ項目ごとに担当部署を設定できて、通報内容によって担当課に直接通知できるシステムを要望します。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
48	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	共通システムは、ブラウザを利用する住人が、市のHPなどで公開されているURLから、そのままブラウザで入力可能なものとしてほしい。（専用アプリを作るなら、ブラウザとの併用としてほしい）	市（政令指定都市及び中核市を除く）	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
49	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	今のLINE通報システム（道路緊急ダイヤル＃9910）においては、通報者が指定した位置情報に最も近い道路の管理者が通報を受けるシステムとなっている。しかし、通報者が位置情報を正確に指定できるとは限らず、結局誤った管理者に初期通報が行われることがあるが、やむを得ないこと考える。国道・都道府県道・市区町村道等の範囲の設定や判定を厳格に行ったとしても、境界の付近の通報など通報者では判断が難しい箇所も存在するためである。初期通報を受けた管理者は自己の管理施設か判断が必要で、管理者間調整が発生している現状だが、むしろ位置情報の判定に曖昧さを持たせて、周辺の対象施設の管理者に同じ通報が行われるとともに、管理者間の調整が円滑に行われるシステムのほうが有益ではないかと考える。また、今回の検討において、河川や公園・緑地の通報も一元化するならば、位置情報からの単一的な振り分けはますます難しくなると思われる。（例えば通報者は見た目から「道路」であると項目を入力して通報したとしても、管理上は「水路」や「緑地」であって、管理部署が異なるなどがある。）	市（政令指定都市及び中核市を除く）	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
50	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	通報案件ごとにURLを発行し、住民・自治体内・業者が同一の画面で進捗を確認できる仕組みを整備していただきたいです。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
51	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	通報者が安心して進捗を確認できるようにするため、参照APIを標準的に取り入れていただきたいです。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
52	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	住民から現地状況の写真等を投稿できる機能がある場合、行政側が画像を二次利用することがある旨、利用規約に盛り込んでいただきたい。	都道府県	技術・システム設計に関すること	セキュリティ・情報の取扱いに関すること
53	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	当課では、Logoフォームを利用した市民通報システム（主な対象は道路・道路附属物）を運用している。共通システムへの統合は賛同するが、既存システムからの移行時に費用負担が発生しないようお願いしたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	地方自治体の負担に関すること	財政負担に関すること
54	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	通報システムの共通化にあたっては、通報の位置情報と対象となる土木施設の管理者を繋げるためのデータの整備が必須であることから、市区町村の財政負担が生じる場合は、補助メニューの新設を希望します。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	地方自治体の負担に関すること	財政負担に関すること
55	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	（公園）本市では、公園事故等については、LINE通報システムからの通報システム対象としている。現行システムの効果の検証を行っているところ。	中核市	地域の自主性・自律性に関すること	地方自治体独自の取組みに関すること

#	業務・システム名	意見	団体種別	意見の分類	
				大分類	小分類
56	④ 畜犬管理システム＜厚生労働省、環境省＞	所管省庁が異なること、狂犬病予防法に基づく犬の登録事務については市町村により管理法が異なることから、動愛法を所管する自治体（都道府県）及び飼い主にとっては共通化されることによるメリットは大きいと感じる。 ・動愛法を所管する自治体（都道府県）が畜犬登録原簿を確認できれば、飼い主指導や動物取扱業監視時の指導の際に市町村へ照会する手間が省ける ・飼い主の転居時の飼い主および市町村の事務作業の効率化、変更届漏れの防止等	都道府県	共通化候補の選定に関すること	積極
57	④ 畜犬管理システム＜厚生労働省、環境省＞	畜犬管理システムの共通化に賛成します	市（政令指定都市及び中核市を除く）	共通化候補の選定に関すること	積極
58	④ 畜犬管理システム＜厚生労働省、環境省＞	令和元年の動愛法改正時にも、狂犬病予防法による登録とマイクロチップの連携は課題であった。しかし同法のマイクロチップの装着義務化が令和４年６月１日に施行となった現在でも、未だ整理されていない。飼い主の負担、自治体の業務削減の観点から、迅速なシステム構築をお願いしたい。	都道府県	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
59	④ 畜犬管理システム＜厚生労働省、環境省＞	畜犬システムの開発において、毎年の狂犬病予防注射や、各届出等、飼い主の畜犬管理が簡易となるようマイナンバーカードのような電子媒体の配布を同時に検討したらいいかがか。	都道府県	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
60	④ 畜犬管理システム＜厚生労働省、環境省＞	原簿の共通システム化に賛成。まず鑑札番号を全国共通化してマイナンバーのように原簿情報と紐付けして管理してはどうか。新たな鑑札番号は共通システム発足時より生まれた犬に割り振り、それ以前の犬は旧システムのまま管理して、徐々に旧から新システムへ移行することを想定する。	都道府県	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
61	④ 畜犬管理システム＜厚生労働省、環境省＞	ワンストップ参加市町村に限った共通化であれば、都道府県及び飼い主の立場としてのメリットは低く、さらなる事務の煩雑化につながるため不要と思われる。（本県内の参加市町村は1村のみ）	都道府県	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
62	④ 畜犬管理システム＜厚生労働省、環境省＞	システムの共通化については、環境省が運用している犬猫のマイクロチップに関するデータベースも含めて共通化するよう進めていただきたい。	政令指定都市	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
63	④ 畜犬管理システム＜厚生労働省、環境省＞	厚労省が開発するシステムと環境省の「マイクロチップ情報登録システム」が連動し、現在自治体が実施している特例通知データの入力・取り込み等の業務の省力化につながるようにしていただきたい。	政令指定都市	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
64	④ 畜犬管理システム＜厚生労働省、環境省＞	狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料の徴取に関する検討も併せてお願いいたします。	政令指定都市	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
65	④ 畜犬管理システム＜厚生労働省、環境省＞	デジタルシステム共通化の前に、市町村ごとに異なる必要な情報の管理について、事務の統一化をすべきである。（現状は、転出元の自治体における犬の登録や狂犬病予防注射の正確な情報が特例制度参加の有無で確認しづらい状況にある。）	市（政令指定都市及び中核市を除く）	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
66	④ 畜犬管理システム＜厚生労働省、環境省＞	特例に参加していない自治体でも、登録の有無と狂犬病注射接種の有無だけでもオンライン上で確認出来るようにしていただきたい（例：犬種・生年月日・雌雄などを入力必須にし、入力内容と登録内容が合致した場合、登録の有無と接種の有無が確認出来れば、「（登録の詳細がわからず）転入の手続きに来た市民の情報照会」を、登録があった自治体に都度電話上で確認せずに済むため。また、電話上での確認よりも機密性が高いため）。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
67	④ 畜犬管理システム＜厚生労働省、環境省＞	特例制度に多くの自治体に参加していないのは、参加した場合の登録料の徴収や狂犬病予防注射接種済票の交付及び交付手数料の徴収に関して課題があることが大きな理由と考える。 本市においても、現在は、登録料の支払いと引き換えに鑑札を渡しているため、未納となることは無いが、制度に参加することにより未納となるリスクが発生し、未納となった場合には督促の事務が新たに発生すること、また、制度に参加しても、狂犬病予防注射接種済票の交付及び交付手数料の徴収は別で行う必要があり、制度への参加によるメリットがないことなどから、参加していない。 この１つの問題が解決されるのであれば、特例制度への参加自治体も増え、犬の所有者及び自治体双方の負担軽減につながるため、十分に自治体の意見を聞いたうえでシステムの構築を進めてもらいたい。 また、先般、日本獣医師会から「犬の登録支援システム」の案内があった。これは、犬の所有者がマイクロチップ情報登録の際に、併せて犬の登録と登録料の支払いができるというもので、登録料の徴収に関する問題が解決できそうなシステムと思われる。 共通化を進める際には、日本獣医師会とも十分に調整を行い、「犬の登録支援システム」との連携についても検討を行って、使いやすいシステムとしてもらいたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
68	④ 畜犬管理システム＜厚生労働省、環境省＞	マイクロチップ登録および市町村登録は違うものだが、マイクロチップ登録がされていれば市町村登録はいらないと勘違いする飼い主様が多数いる。担当職員も混同するし、手続きパターンが多いことから、早期に登録を一本化していただきたい。 デジタル共通基盤を利用するとき、畜犬情報の登録・閲覧・予防接種情報の管理等の総合的な窓口マイナポータルを利用すれば一元化が推進され则认为る。	町村	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
69	④ 畜犬管理システム＜厚生労働省、環境省＞	概要説明中にもあるが、狂犬病予防法に基づく犬の飼い主の登録事務及び狂犬病予防注射済票交付事務について、多くの自治体で動物病院（地方獣医師会）へ委託等実施している背景もあるため、システムの共通化については、システムの個人情報の取扱い等含めて地方自治体や地方獣医師会も交えて議論を進めるようにしていただきたい。	政令指定都市	共通化の進め方に関すること	情報共有、連携・協議、スケジュールに関すること
70	④ 畜犬管理システム＜厚生労働省、環境省＞	本市は、令和８年度に畜犬管理システムを更新し、令和９年度から新システムの稼働を予定しております。財政面や事務負担の観点から、令和９年度までにシステム共通化されることを強く要望します。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	共通化の進め方に関すること	情報共有、連携・協議、スケジュールに関すること
71	④ 畜犬管理システム＜厚生労働省、環境省＞	システムの導入にあたって、自治体で準備・管理費用が発生する場合は、２年前以上に通知をしていただきたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	共通化の進め方に関すること	情報共有、連携・協議、スケジュールに関すること
72	④ 畜犬管理システム＜厚生労働省、環境省＞	予防接種をした際に発行される済証（鑑札）は現在１年毎に更新し、現物を付けることとなっているため、システム内で番号を管理し済証の交換が不要になるよう制度を含めて検討していただきたい。	政令指定都市	制度・業務に関すること	法令、通知、要綱などに関すること
73	④ 畜犬管理システム＜厚生労働省、環境省＞	「注射済票交付事務は（略）各市町村の窓口で手続が必要である。」「原簿とマイクロチップ情報登録システムを更に効率的かつ合理的に連携することなどを念頭に」とあるが、注射済票を飼い主に物質的に交付する事務がオンライン化等の妨げとなっていることから、併せて注射済票の廃止またはマイクロチップを注射済票とみなす規定の整備が必要である。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	制度・業務に関すること	法令、通知、要綱などに関すること
74	④ 畜犬管理システム＜厚生労働省、環境省＞	ブリーダーや販売店以外の犬もＭＣ装着を義務付けないと鑑札とＭＣの２種の混在が続くこととなり、混乱が続く。個人譲渡等の犬もいずれ義務付けるべき。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	制度・業務に関すること	法令、通知、要綱などに関すること
75	④ 畜犬管理システム＜厚生労働省、環境省＞	狂犬病予防法施行規則第八条第２項で正当な理由があるときを除き、犬の死亡時に犬の鑑札及び注射済票を添付することとしているが、添付しなくても畜犬登録管理システムで対応できるよう、当該施行規則の見直しを検討されたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	制度・業務に関すること	法令、通知、要綱などに関すること

#	業務・システム名	意見	団体種別	意見の分類	
				大分類	小分類
76	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	本市では国に問い合わせ回答があったとおり「情報変更」では動愛法第39条の7第2項による「登録」又は「変更登録」とはとみなしておりません。しかし「情報変更」で「登録」とみなしている自治体もあると聞きます。特例未参加の自治体でMCを装着した未登録の犬が、所有者変更を伴わず本市へ転入してきたとき、本市では「登録」とみなせず、新たに鑑札登録（手数料を徴収）を行うことになります。特例制度への参加によりMCによる登録については手数料を免除していることもあり、他自治体と足並みがそろわず混乱が起きる可能性が考えられます。全国一律な取扱いができるよう法改正や運用に係る通知の発出をお願いします。	政令指定都市	制度・業務に関する こと	制度運用に関する こと
77	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	犬の転入出について、飼主から自治体に犬の転入の届出があってから、転入元となった自治体に通知する際、自治体によっては届出後1か月以上経過してから通知を行う場合がある。特例制度参加自治体から不参加自治体に対して通知する際、通知まで一定以上時間を要した場合、当該原簿は既に不参加自治体に無い（別の自治体より通知があり、求めに応じて送付している）場合があり、混乱を招いている。このような実務上の事務手続きに要する時間等を勘案した上での制度構築を希望する。	中核市	制度・業務に関する こと	業務実態に関する こと
78	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	AI-OCR機能など手動入力を省略できる機能を標準装備するようにしていただきたい。	政令指定都市	技術・システム設計 に関すること	システムの機能に 関すること
79	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	済票交付受付ができ、手数料電子決済後に受付完了となるような機能の追加を希望します。	政令指定都市	技術・システム設計 に関すること	システムの機能に 関すること
80	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	案内通知等が印刷できるようにしてほしい（文言編集等できる仕様に）。	政令指定都市	技術・システム設計 に関すること	システムの機能に 関すること
81	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	未登録犬も注射履歴が入力できるようにしてほしい。	政令指定都市	技術・システム設計 に関すること	システムの機能に 関すること
82	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	多くの自治体において、独自仕様でシステム化されている可能性が高いため既存の自治体システムや台帳から円滑に移行できるよう、データを簡単に取り込めるインポート機能を必須としていただきたいです。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	技術・システム設計 に関すること	システムの機能に 関すること
83	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	登録されている犬のデータ（飼い主含む）をハガキなどに出力できるようにしていただきたい。 （狂犬病予防注射の集合注射ハガキ送付のため） その際、バーコードもハガキに印刷でき、それを読み取ることでシステム上に自動入力される仕組みにしていきたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	技術・システム設計 に関すること	システムの機能に 関すること
84	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	飼い主の住民票情報との連動も視野に入れて検討していただきたい。	政令指定都市	技術・システム設計 に関すること	他システム等との連 携に関すること
85	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	地方自治体共通のシステムとなった場合に、現行のシステムとの情報連携が問題となる。開発に当たっては、CSVでデータで情報連携できる等、外部システム（自治体独自システム）との連携がスムーズにできるよう十分に検討いただきたい。（補足：データ連携による事務が増えることにより、逆に事務が煩雑となる場合があるため。）	政令指定都市	技術・システム設計 に関すること	他システム等との連 携に関すること
86	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	令和7年8月21日付け事務連絡「狂犬病予防法に基づく犬の登録に係る手数料の収納サイトの利用等について」において言及されている、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」システムへの「決済連携機能」の追加にも連携されたシステムの構築を望みます。また、同日付けにてマイクロチップの指定登録機関から自治体あて提案のありました「犬の登録支援システム」では、第2フェーズの開発として犬の登録のみでなく狂犬病予防注射済票発行事務にも対応するシステムの開発について触れられていますが、共通化システムとの関連が不明なため、自治体が運用するうえで分かりやすく導入しやすいシステムの開発を望みます。	中核市	技術・システム設計 に関すること	他システム等との連 携に関すること
87	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	地方自治体においては、畜犬管理システムの必要性は感じている。しかし、異動時の対応を考えると、犬の飼い主に紐づいて飼い犬を管理する必要があるため、住基システムと連携する必要がある。また、環境省の管理するDBと連携するメリットがはっきりしないため、具体的に示してほしい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	技術・システム設計 に関すること	他システム等との連 携に関すること
88	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	義務になっている販売用の犬のマイクロチップ登録と狂犬病予防注射が同時に確認が出来るようになれば動物取扱業者への指導の際の確認書類が明確になるので良いと思います。	都道府県	技術・システム設計 に関すること	データに関する こと
89	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	各自治体では登録情報と注射情報を一元管理しているため、共通化システムでも一元管理することを前提に検討を進めていただきたい。	政令指定都市	技術・システム設計 に関すること	データに関する こと
90	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	記載のとおり、狂犬病予防法に基づく犬の登録や予防注射の事務は、各自治体がシステム、Excel、紙など様々な方法で管理している。 この状況下で、単に紙やExcelの情報をデジタルデータに変換するのみでは、自治体間の情報連携やマイクロチップ情報との連携が非効率なままとなり、事務負担の軽減には繋がらない。 そのため、データ連携を効率的かつ合理的に進めることが重要である。 具体的には、転出入時における転出元と転入先自治体間の情報共有を自動化する仕組みの構築等があげられる。	中核市	技術・システム設計 に関すること	データに関する こと
91	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	システムの構築にあたり、自治体毎のシステム運用状況をよく調査し、汎用性の高いものにしていただきたい。自治体毎に狂犬病予防法に基づく登録事項の他に業務の必要上独自に設けている入力項目や、独自のルール（犬の名前はカナ入力など。狂犬病予防法上、犬の名前の読み仮名は届出事項でないため、読み仮名がないと今までの登録と齟齬が生じる）などがあり、共通システムで対応できない場合は自治体のシステムと共通システムの二重入力・管理の手間が必要になる恐れがある） 参考：当市の畜犬登録数　R6年度末　31,005頭	中核市	技術・システム設計 に関すること	データに関する こと
92	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	転入・転出時の飼い主の手続きを軽減するため、自動的に自治体間のデータ連携をできる仕組みを整備していただきたいです。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	技術・システム設計 に関すること	データに関する こと
93	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	共通化に伴いシステム改修が必要となる場合、システム改修に要する費用の交付を希望する。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	地方自治体の負担に 関すること	財政負担に関する こと
94	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	MCのデータベースからのデータを自治体のシステムに読み込ませる等、システム共通化のための改修費の補助がないと自治体単費となり、難しい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	地方自治体の負担に 関すること	財政負担に関する こと
95	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	畜犬管理システムについては、すでにマイクロチップ特例制度への対応等で各自治体が多大な費用負担を強いられているところ、共通化を行うにあたっては国費によって行うべきである。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	地方自治体の負担に 関すること	財政負担に関する こと
96	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	マイクロチップ（MC）登録制度について、一般飼い主の認知度は低いことから、犬の入手先でMC及び畜犬登録が可能なシステムとした方が双方の登録率の向上が図れると思われる。	都道府県	住民・事業者の利便 性向上に関する こと	-
97	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	県内の自治体は県と獣医師会と連携し、各動物病院での混乱を防ぐことも踏まえて特例制度の導入にあたっては足並みを揃えることとしている。今後、県、獣医師会、市町村において協議していくべき状況である。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	地域の自主性・自律 性に関する こと	地域の実情に関する こと
98	⑤ 職務上請求システム<法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	職務上請求について、全国共通のシステムを整備することは、事務負担の軽減、セキュリティの確保、請求者の資格確認・真正性担保、請求履歴の追跡可能性の確保およびコストダウンに資するものと考えられる。 さらに、特に行政書士においては、全国的に職務上請求書の紛失が頻発しており、その都度、全国の市町村への通知が発生しているが、本システムを構築・活用することにより、各士業者が、紙媒体の職務上請求書を保管する必要がなくなるため、結果的に職務上請求書の紛失や不正利用の防止にも大きな効果が期待されることから、可能な限り早期に実現するべき内容と考えられる。	都道府県	共通化候補の選定に 関すること	積極

#	業務・システム名	意見	団体種別	意見の分類	
				大分類	小分類
99	⑤ 職務上請求システム＜法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）＞	請求書に付された電子署名等の有効性を確認する方法が明らかでなく、職務上請求のオンライン化の検討が困難な状況にある。自治体ごとにシステムが異なる場合、士業団体側・市区町村側双方に混乱が生じる恐れがあり、効率的な運用を実現するため、システム及び運用方法の共通化を要望する。	政令指定都市	共通化候補の選定に関すること	積極
100	⑤ 職務上請求システム＜法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）＞	各自治体独自でシステムを構築するよりも共通化したほうがよいと考える。共通化することへのメリット・デメリットは下記の通り。 参考：市の7～8月の取扱件数（窓口：約25件/日、郵送：約50件/日） 【メリット】現在の職務上請求用紙に手書きで記入して送付するやり方だと、手書き文字の判別や記入内容の確認等、電話確認を要することが多く日数を要するが、システム化されると内容が統一され、電話確認等の手間は減ると考えられる。また、証明書の出力・点検作業についても申請内容が見やすくなることにより時間短縮が可能となり、システムでの請求が増加するため、窓口での申請が減少し、一般市民の証明交付に要する時間短縮につながる。 【デメリット】ペーパーレスへの対応が必須。自治体としては、システムを介してデータで請求がなされても、結局請求書を印刷することになると思われるため、印刷する時間、仕分け作業等の手間がかかる。また、用紙代、端末の増設などのコスト増加が考えられる。	中核市	共通化候補の選定に関すること	積極
101	⑤ 職務上請求システム＜法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）＞	戸籍謄本等や住民票の写し等を対象として検討が進められているが、納税証明書、所得（課税）証明書、固定資産課税台帳記載事項証明書について、職務上請求が行われることが多く、同一のシステムで請求できるようにすることによる効果が大きいと想定されることから、これら税証明書についても検討対象としていただきたい。	政令指定都市	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
102	⑤ 職務上請求システム＜法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）＞	業務の効率化や利便性の向上を図る視点からは、請求、審査に加え、交付についてもデジタル化することが重要で す。電子的な手段による交付には様々な課題があることを踏まえると、まずは請求、審査の部分での実現を目指すものと思われ ますが、交付の部分についても論点整理等の可能な部分は早い段階から行っていくべきと考えます。	政令指定都市	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
103	⑤ 職務上請求システム＜法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）＞	当市の指定金融機関において郵便定額小為替の納付を受け付けないことを通告されており、早急に導入いただきたい。	政令指定都市	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
104	⑤ 職務上請求システム＜法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）＞	本システムで土業の方の申請手続きを電子化・簡略化でき、地方公共団体のフロントヤードの負担軽減になると思われる。一方で、想定イメージでは、申請受付後のバックヤード事務は電子化できずアナログな作業のままと なると思われるので、戸籍や住民票などの標準化システム上でデジタルで完結できる、またはコンビニ交付のサービス等と連携させて、証明書発行が職員を介さずに庁舎外で完結するように、更なる検討を推進していただきたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
105	⑤ 職務上請求システム＜法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）＞	請求を受け付ける自治体としても、職務上請求書は証明書交付事務デジタル化の大きな足かせとなっています。特に、誰かが請求書を紛失すると、その情報が都道府県経由で全自治体にメールが送信され、各自治体は紛失した請求書が使用されないように注意を強いられるという状況は早急に改善すべきと考えています。 申請受付だけでも大きな改善ですが、書面による証明書の交付まで電子化（土業者によるコンビニ交付や情報照会を可能にするなど）すれば、さらに大きな改善になると考えますので、ご検討いただければ幸いです。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
106	⑤ 職務上請求システム＜法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）＞	選定理由にある紙ベース且つ郵送環境に起因する事務負担に加えて、土業の職務上請求書の紛失が毎週絶えないことから、紛失した番号の管理及び提出された請求書との照合作業も相当の事務負担となっているので、セキュアな電子申請の導入はとてもありがたい。 イメージ図においては郵送にて住民票や戸籍の紙証明を郵送となっているが、昨年導入された戸籍電子証明書提供用識別符号のような仕組みを住民票等の帳票に展開し、郵送を伴わない「全て電子で完結するシステム」を検討いただきたい。更に手数料について小為替に替えてキャッシュレス決済に対応していただければ、最大の効果が得られると考える。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
107	⑤ 職務上請求システム＜法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）＞	職務上の請求であっても、手数料は発生するためオンライン決済できる仕組みが必要です。 また自治体ごとに指定納付受託者を指名するのは非効率なため、地方税統一QRコードによる納付のように、収納をとりまとめて管理できる仕組みも一緒に構築してほしい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
108	⑤ 職務上請求システム＜法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）＞	申請をオンラインで行うことは理解できたが、支払いについてもオンラインで完結するようにクレジットカードなどを活用した仕組みまで整えてもらいたい。また、この支払機能については一般の郵送請求にも対応できるような汎用的な仕組みにしてもらいたい。（定額小為替の取り扱いをやめる金融機関が増えており、住民の利便性、自治体の業務負担の軽減につながるため）	市（政令指定都市及び中核市を除く）	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
109	⑤ 職務上請求システム＜法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）＞	本候補は土業者にかかる内容だが、法令等に基づく自治体間の戸籍抄本、戸籍の附票及び住民票の写し等の公用請求についても、窓口又は郵送で請求するなど紙ベースで運用している。本候補と同じスキームを用いてシステム化することが望ましく、関係省庁において検討されたい。	特別区	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
110	⑤ 職務上請求システム＜法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）＞	市町村では、土業者から請求のつど、形式、実質の両面から個別に審査を行い、請求の適正性、請求内容の妥当性を確認のうえ証明書を交付しています。職務上請求への対応で最もウェイトを占めるのはこの審査の部分であり、土業者による違法な請求がたびたび露見する実態を踏まえると、今後も重要性は変わらないものと思われます。案においては、「不正請求対策の強化につながる」との例示として「請求者の資格確認・真正性担保や請求履歴の追跡」を挙げられているところ、実質審査の部分に言及されていないよう見受けられます。職務上請求システムが実質審査の支援の役割を担うことで、市町村の業務効率化はさらに改善するほか、土業者による違法な請求に対する抑止力の向上にもつながるものと思慮します。そのため、今後の検討に当たって、このような実情が反映されるよう、「依頼事項」において「地方自治体や各士業団体の声を聴きながら」とある部分は、「地方自治体や各士業団体から事務負担や不正請求対策等に係る意見を聴きながら」としてはいかがでしょうか。	政令指定都市	制度・業務に関すること	業務実態に関すること
111	⑤ 職務上請求システム＜法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）＞	本市においては、弁護士、司法書士以外の土業者については、統一請求書に資格者の職印を押印しての請求をしていません。また、他市でも同様と認識しています。そのため、弁護士、司法書士以外の土業者については、利用頻度が低くなります。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	制度・業務に関すること	業務実態に関すること
112	⑤ 職務上請求システム＜法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）＞	・現在、弁護士資格は国家資格等情報連携・活用システムの予定がない（内閣官房HP議事要旨を参照）とのことで、それにより別途の仕組みを構築する可能性がある と認識。 ・別途の仕組みを構築することにより、自治体の費用負担が発生することがないような方策も含め検討いただきたい。また、費用のみならず、システム全体として最適化されないことに起因し手続・事務も煩雑になることがないよう、手続・事務コストも含めたトータルコストの最小化に向けた検討をお願いしたい。	政令指定都市	地方自治体の負担に関すること	財政負担に関すること
113	⑤ 職務上請求システム＜法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）＞	職務上請求システムとして市町村、土業の双方が単一のシステムを利用する場合は問題ありませんが、もし複数のシステムが併存する場合は市町村、土業者が相手先に応じてシステムを使い分けることにならないよう、システム間で自動連携する必要があります。「トータルコスト」を考えるうえでは費用面以外にこうした点も配慮されるべきと考えます。	政令指定都市	地方自治体の負担に関すること	業務負担に関すること
114	⑤ 職務上請求システム＜法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）＞	多くの市町村では、各省庁が実施する事務のオンライン化により、端末の置き場がなく困っています（法務省が在留カードとマイナンバーカードの一体化に伴うスタンドアローン端末の設置に関する情報を発出した際には、県内の会議で議題になったほどです。）。今後、職務上請求のシステムが導入されるのであれば、現状のネットワーク及び端末を有効活用する方法を検討いただきたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	地方自治体の負担に関すること	業務負担に関すること
115	⑤ 職務上請求システム＜法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）＞	電子申請が可能になることにより、窓口混雑の緩和や不正の抑止に繋がると思う。 一方で、窓口から郵送？に変わるため、自治体の負担軽減には繋がらない可能性がある。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	地方自治体の負担に関すること	業務負担に関すること

#	業務・システム名	意見	団体種別	意見の分類	
				大分類	小分類
116	⑤ 職務上請求システム＜法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）＞	職務上請求に対する事務負担があることは事実だが、オンライン化したところで、事務量の軽減にはつながらず、市町村にとっては手数料等の徴収や返信用封筒の作成の手間が増えることになるかと推測します。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	地方自治体の負担に関すること	業務負担に関すること
117	⑤ 職務上請求システム＜法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）＞	システム化する場合、土業者の利便性のみを追求するのではなく、対応する自治体の負担も軽減できるような制度設計をお願いしたい。システムで職務上請求ができるというだけで、申請を受けた自治体がシステムに届いた申請を印刷もしくは転記し、不明点や指摘事項があった際に電話連絡をしないといけない、または、手数料の誤りや変更があった場合の返金や追加徴収、返信用封筒の作成といった事務が煩雑になるといったシステムであれば、自治体職員の業務が増えるだけである。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	地方自治体の負担に関すること	業務負担に関すること
118	⑤ 職務上請求システム＜法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）＞	現在、マイナポータル等を利用した自治体のオンライン化については、オンラインによる申請と、従来の来庁、若しくは郵送による申請が混在していることにより煩雑を極めており、オンライン申請の導入による事務の省力化に繋がっていない。職務上請求システムの導入にあたっては、業界団体等と綿密な調整を図り、全件をオンライン申請にする仕組みを構築する等、自治体の事務の省力化も念頭に調整願いたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	地方自治体の負担に関すること	業務負担に関すること
119	⑤ 職務上請求システム＜法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）＞	紙での申請とシステムでの申請が混在する状況となった場合、単純に自治体職員の負担が増加するだけなので、申請方法の統一を図っていただきたい。システムを構築するのであれば、システムでの申請のみとしていただきたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	地方自治体の負担に関すること	業務負担に関すること
120	⑤ 職務上請求システム＜法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）＞	今後、現在の郵送で行う方法と、デジタル化の二通りで申請をできるという状態にするのであれば、本庁については事務の煩雑化する可能性も否めないことから、市町村別で利用するかしないか、選べるようにしていただきたい。	町村	地方自治体の負担に関すること	業務負担に関すること
121	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム＜国土交通省（デジタル庁）＞	事前質問に対する回答では、「各自治体において手続きのオンライン化の要否や仮ナンバーの郵送の是非等は各団体で判断…（略）」とされていますが、「事業者からはそれぞれの市区町村の申請方法に対応しなければならず、煩雑となっているとの意見が挙げられている。」という現状に対する解決にならないものと考えます。（法定受託事務であることは認識の上で、）共通基盤でやるのであれば、この機会で国地方あげて共通の運用となるように推進していただきたいと考えます。	中核市	共通化候補の選定に関すること	積極
122	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム＜国土交通省（デジタル庁）＞	本市では年間約2000件の臨時運行許可番号標の貸出しを行っているが、特に、返納のない者に対する催告（電話・文書）に要する事務量や窓口対応での精神的労力など、数ある窓口業務の中で、本業務は最も負担の大きい業務となっている。現在、市独自のオンライン申請システムを構築中であるが、「市区町村をまたがって活動する事業者からはそれぞれの市区町村の申請方法に対応しなければならず、煩雑となっているとの意見が挙げられている」点から、煩雑さが解消されるのであれば、本市においてもびったりサービスの導入について検討したい。一方で、「びったりサービス」により、自動車臨時運行許可のシステム化が実現し、申請者が窓口に行く必要がないのであれば、地方団体の現状に配慮いただき、「地方団体と国」ではなく、「国」が一元的に処理（対応）すべきものと考えている。	中核市	共通化候補の選定に関すること	積極
123	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム＜国土交通省（デジタル庁）＞	臨時運行許可に係る業務については、地方運輸支局、市区町村にとって共通的なものであるため、所管する国土交通省が共通化の方法を策定して欲しい。 まずは、びったりサービスの標準様式プリセットからはじめ、最終的には申請から許可までオンラインで完結できるようにして欲しい。 許可証は紙ではなく、データを申請者のスマホに送る方法もあるのではないか。 プレートについては、物理的なものであるため、窓口交付か郵送か選べる形式が望ましい。	中核市	共通化候補の選定に関すること	積極
124	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム＜国土交通省（デジタル庁）＞	申請人は法人・個人の区別なく誰でも申請人になりますが、申請のほとんどが法人です。法人の場合は、来庁者は従業員でもその法人に対し臨時運行許可証の交付及び許可番号標の貸与をしているわけですから、マイナポータル（びったりサービス）を活用したオンライン申請には適さないことから選定候補より見送るが望ましい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	共通化候補の選定に関すること	消極
125	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム＜国土交通省（デジタル庁）＞	電子申請を行えるようにすることは、申請者にとっては申請書作成の手間は削減できるが、申請人は臨時運行許可証の交付及び許可番号標の貸与を受けるために来庁しなければならない。現在は、その場で申請書を作成し即時交付及び貸与していたものが、市区町村は申請者がオンライン申請したか等を確認する手間が増え、申請者はそのことにより現在の事務処理による待ち時間より、オンライン申請をした方が待ち時間が増える可能性があるので、市区町村及び申請人にとって当事者双方の利益につながる可能性が低いことから選定候補より見送ることが望ましい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	共通化候補の選定に関すること	消極
126	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム＜国土交通省（デジタル庁）＞	・「申請（確認資料含む）」「許可（許可証発行含む）」「手数料管理」「督促（督促状作成含む）」「回収状況管理」「ナンバープレートの保有状況等管理」などを含めることができるものは可能な限り包括的に管理できるシステムにしてほしい。 ・「個人」「個人事業主」「法人」の申請に対応できるようにしてほしい。 ・クラウドで件数等を集計して、地方自治体への照会を省略してほしい。	中核市	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
127	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム＜国土交通省（デジタル庁）＞	申請システムに連動する管理システムを同時に整備し、全国の運用状況を随時把握及び可視化の実現を提案する。仮ナンバーは悪用されるケースも報告があることから、番号標をGPSタグ＋ソーラー電池を封入する仕様に刷新することにより、貸出前は在庫状況、貸出後は運行経路及び存在場所の特定がリアルタイムに可能となると考える。未返納対策及び犯罪の抑止効果も期待できる。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
128	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム＜国土交通省（デジタル庁）＞	許可証の発行、回収は窓口で行わざるを得なく、窓口での対応時間も短時間のため、電子申請導入のメリットははっきりしない。発行、回収を管理する仕組みの必要性はあると思う。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
129	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム＜国土交通省（デジタル庁）＞	・電子申請のシステムを整備するに当たっては、電子決済（発行手数料750円）機能も同時に導入してもらいたい。その電子決済については、臨時運行許可業務に特化したシステムではなく、汎用性があり、他業務でも利用できるものにしてもらいたい。 ※e-Taxのような、Q Rコードのついた紙の納付書を申請者に郵送するような方法は、事務の軽減につながらないため反対である。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
130	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム＜国土交通省（デジタル庁）＞	当市でも独自の申請システムを導入する直前まで来ている。導入後すぐに共通の申請システムができたのでそれを使いましょうでは、利用者の混乱を招く。いつから導入されるのか具体的に示していただかないと、独自のシステムの導入をこのまま進めるのか、とりやめて共通システムの導入まで待つのかの判断ができない。はっきりとした導入時期などのスケジュールを早急にお示しいただきたい。	中核市	共通化の進め方に関すること	情報共有、連携・協議、スケジュールに関すること
131	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム＜国土交通省（デジタル庁）＞	ワーキングチームの議事に「物理的なナンバープレートを交付・返却するという事務の性質から郵送の新しい事務が発生することが想定」とあるので、共通化を進めるにあたり、交付・返却の窓口を自治体から郵便局に変更してはどうか。そのメリットは下記のとおり。 1. 自治体数約1,700に対し、郵便局の数は約23,000 2. 郵便局に返却すれば郵送の必要はない。借りたところ以外でも返却できるようにサービスを拡げた場合でも、各支局から総括する中央局に郵送することは郵便局では普段から行われて事務の一つだろうと思う。 3. 郵便局では250CC以下の自動二輪しか自賠責保険を扱っていないが、仮ナンバーを借りる際に必要な自動車の自賠責保険も扱うようにすれば、ユーザーの利便性が増す。	中核市	制度・業務に関すること	法令、通知、要綱などに関すること
132	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム＜国土交通省（デジタル庁）＞	関係府省庁ヒアリングの議事要旨を拝見すると仮ナンバーの現物を廃止することは困難とのことであるが、仮ナンバーの電子化（二次元コード表示など）などの抜本的な制度改革も検討していただきたい。	中核市	制度・業務に関すること	法令、通知、要綱などに関すること

#	業務・システム名	意見	団体種別	意見の分類	
				大分類	小分類
133	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	現物である仮ナンバープレートの存在が、電子申請の効果を限定的かつ表面的なものに留める要因となっている。申請手続きをオンライン化しても、最終的に物理的なプレートのやり取りが必要であれば、申請者・自治体双方の事務負担やリードタイムの大幅な削減、ユーザー体験の向上といったDX本来の効果は限定的である。次に、仮ナンバープレートの物理的授与に代わる、確実に該当車両を特定し、法的信頼性を担保できるデジタルな代替手段の開発が必須である。これにより、真の意味での「申請から使用・確認・管理まで一気通貫のデジタル化」が実現できると考える。	中核市	制度・業務に関する こと	法令、通知、要綱な どに関すること
134	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	自動車臨時運行許可申請における自動車損害賠償責任保険証の提示については、自動車損害賠償保障法上、電磁的記録による方法は不可であり、原本の提示が求められているため、申請者は必ず窓口において原本を提示する必要があることから、申請手続をオンライン完結するためには、電子申請システムを構築するだけでなく、自動車損害賠償責任保険証の掲示について電子的記録による方法を可能にする必要があると考える。	中核市	制度・業務に関する こと	法令、通知、要綱な どに関すること
135	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	申請の要件に合致するかどうかや電子申請に添付された書類の真正性の判断等の運用について、ご検討いただきたい。 電子申請の場合に、臨時運航許可番号標や許可証の交付は窓口で行うのか、郵送で送付してよいのか、その場合の郵便代は法定受託事務につき国土交通省にて予算措置のうえ補助していただけるのか、ご検討いただきたい。	政令指定都市	制度・業務に関する こと	制度運用に関するこ と
136	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	自治体で保有している番号標には数に限りがあるため、例えば郵送で許可証や番号標を送るという運用になった場合、実際の貸出期間が延びてしまうことが考えられるため、制度設計には注意いただきたい。また1日に多くの申請がある訳ではないため、従来の申請方法と電子申請の併用は自治体職員の業務が増えるだけである。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	制度・業務に関する こと	業務実態に関するこ と
137	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	自動車臨時運行許可については、申請→許可後に、許可証とナンバープレートを申請者に貸与し、手数料を収受する流れで業務を行っています。 法令の規定及びナンバープレートは数が限られていることから、原則、臨時運行許可は使用の前日又は当日に行っております。 窓口での受取りとすることで、本来不要である申請（仮申請的な申請）に対する抑止効果が期待されること、対面でない場合、返却に関する意識が低下する懸念があります。 以上のことから、オンラインにより申請受付を行うことは可能であっても、交付については窓口での対応が必要と考えます。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	制度・業務に関する こと	業務実態に関するこ と
138	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	電子申請予約を想定した場合、不明な点や不備について申請者に電話で問合せする必要があるため、自治体の負担軽減に繋がらない可能性がある。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	制度・業務に関する こと	業務実態に関するこ と
139	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	臨時運行許可は、出発地、目的地又は経由地が申請先となる事とされています。実際、申請の大半は市内及び近隣市在住者であり、オンライン申請を可能としたところで、来庁の手間が大きく削減されるわけではないと考えます。加えて市町村にとっては、手数料等の徴収や許可証等の送付の手間が増えることになると推測します。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	制度・業務に関する こと	業務実態に関するこ と
140	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	申請時に法令等を守らなかった場合の罰則規定を申請者が必ず読むような誘導を図り、罰則規定について「確認」ボタン等を押さないと申請できないような仕様としてほしい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	技術・システム設計 に関すること	システムの機能に関 すること
141	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	申請者は、外国籍の方が多いため、申請システムは、「多言語対応」となるようお願いしたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	技術・システム設計 に関すること	システムの機能に関 すること
142	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	申請情報を基にした許可証が自動作成され、発行することができるような機能が搭載されていると大変助かります。	町村	技術・システム設計 に関すること	システムの機能に関 すること
143	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	利用者起点での検討が必要なのは理解していますが、同時に受付する側（職員側）の利便性も追求していただきたいと考えます。例えば、貸与した仮ナンバーの返納期限経過後の対応に関する記述において、「仮ナンバーの貸与状況等の管理がデジタル化されていないことにより…（以下略）」とありますが、単にxlsx等で管理することがデジタル化ではありません。 共通システム化により、例えば職員側もログインすることにより、容易に状況把握等ができるダッシュボードや次にする業務をプッシュで通知するなど配慮したものとなれば、紙の申請等と並行するダブルトラックが生じたとしても少しは職員側の手間が減ると考えます。	中核市	地方自治体の負担に 関すること	業務負担に関するこ と
144	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	多くの市町村では、各省庁が実施する事務のオンライン化により、端末の置き場がなく困っています（法務省が在留カードとマイナンバーカードの一体化に伴うスタンドアローン端末の設置に関する情報を発出した際には、県内会議で議題になったほどです。）。今後、臨時運行許可のシステムが導入されるのであれば、現状のネットワーク及び端末を有効活用する方法を検討いただきたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	地方自治体の負担に 関すること	業務負担に関するこ と
145	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	現在、マイナポータル等を利用した自治体のオンライン化については、オンラインによる申請と、従来の来庁や郵送による申請が混在していることにより煩雑を極めており、オンライン申請の導入による事務の省力化に繋がっていない。自動車臨時運行許可申請システムの導入にあたっては、業界団体等と綿密な調整を図り、全件をオンライン申請にする仕組みを構築する等、自治体の事務の省力化も念頭に調整願いたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	地方自治体の負担に 関すること	業務負担に関するこ と
146	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	本市では、年間約15000件の納税証明を発行する。システムの共通化ができれば、郵送や窓口での発行件数が減少することで負担の軽減に繋がるため、賛成である。ただし、法人の納税証明書を発行する際は、本店だけでなくすべての支店等に未納が無いこともあわせて確認した上で発行できるようなシステム対応が必要である。	中核市	共通化候補の選定に 関すること	積極
147	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	電子決済含め、申請から交付まで全て電子的なデータのやり取りのみの方法を確立させることは利用者の利便性向上及び自治体の業務効率化に直結するため、共通化することに賛成である。 なお、実現に向け、以下の点についても併せて検討いただきたい。 ①eLTAXにおいても納税証明書の電子申請交付及び交付に係る構想があると承知しているが、共通システム化にあたり、申請ツールが重複しないよう検討いただきたい。 ②納税証明書の交付請求について、本人等の代理人として士業者から交付請求があるケースが多く、現在は委任状を添付させることにより代理権限を確認している。一連の手続きを電子的に完結させるため、この点についても考慮いただき、システム上で代理権限が確認可能な仕組みを検討いただきたい。 ③法人から納税証明書の交付請求がある場合も併せて検討いただきたい。（個人はマイナポータル、法人はGビスIDを活用する等。）	都道府県	共通化の進め方に 関すること	共通化すべき業務・ システムの検討対象 に関すること
148	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	電子申請から支払、交付までをオンライン上で完結させるだけでなく、なんらかの事情で手数料を還付する必要がある際にも、同一システム内で還付できる（不受理にした場合、自動的に返金される）ようなシステムを構築し、各自治体で運用できるよう制度も含めて整理していただきたい。	都道府県	共通化の進め方に 関すること	共通化すべき業務・ システムの検討対象 に関すること
149	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	当県では現在電子申請による納税証明書交付請求を受け付けているが、委任状の真正性を確認することが難しい等の理由により代理人請求については電子では受け付けていない。今後開発する共通システムにおいては、委任の事実を確認できる委任状や本人確認のために必要な書類の写しを添付でき、申告等でeLTAXを使用する税理士以外の行政書士等でも代理人請求が可能なシステムを構築していただきたい。	都道府県	共通化の進め方に 関すること	共通化すべき業務・ システムの検討対象 に関すること
150	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	個人住民税の特別徴収において、納税義務者ごと、特別徴収義務者ごとに証明するのか、軽自動車税について、個車ごと、納税義務者ごとに証明するかなど、各税目の課税実務の実態を踏まえた証明発行の単位についても検討いただきたい。	政令指定都市	共通化の進め方に 関すること	共通化すべき業務・ システムの検討対象 に関すること

#	業務・システム名	意見	団体種別	意見の分類	
				大分類	小分類
151	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	地方税法施行令第6条の21等において、納税証明事項には、法定納期限等のほか、固定資産税課税台帳に登録された事項、地方団体の徴収金につき滞納処分を受けたことがないこと、その他条例で定める事項などが含まれているが、今回の対象となっている納税証明書の実装範囲を明確にしていきたい。	政令指定都市	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
152	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	実装として、利用者は本人に限るのか、法人であれば法人代表者・法人従業員（＝GビズIDプライム・GビズIDメンバー相当）に限る検討でよいのか。 代理人からの請求や、官公署等からの公用請求もスコープに含める場合、申請の妥当性の検証のために請求者に要求する内容等が変わってくるため、スコープの明確化をお願いしたい。	政令指定都市	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
153	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	検討にあたっては、個人、法人だけでなく税理士などの士業による代理申請や、任意代理だけでなく法定代理人が申請を行うことも考えられるため、それらの申請についても対応可能となるよう検討いただきたい。	政令指定都市	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
154	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	固定資産課税台帳登録事項証明書について、本人以外からの申請が大半であるため、本人以外からの申請についても検討いただきたい。	政令指定都市	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
155	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	依頼事項にも記されていますが、国民が証明書を申請取得することが前提での新しい仕組開発ではなく、提出先が公（行政）の場合は行政機関の情報連携の推進の課題として検討していくべきであり（所得課税証明にかわるマイナンバー情報連携制度等）、また民間への提出の場合は、代理を認めるか否か、本人確認や代理権確認の認証を厳格に行う全国統一ルールを定めることが先であると考えます。	中核市	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
156	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	固定資産税の課税台帳記載事項証明書や納税証明書は、共有物件の場合や不動産登記簿上の所有者死亡の場合や対象不動産ごとに証明取得権限者が異なるなど様々な課題が多く、納税者本人による請求よりも代理人や相続人による請求が多いため、範囲を限定して検討すべきと考えます。	中核市	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
157	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	個人の証明に関しては、証明書の「電子交付」よりも、現状の就学支援金等の仕組みのように、本人の同意のうえで、情報連携により所得情報が確認できたり、また、納税情報を標準レイアウト上に規定し、納税情報が確認できたりする仕組みにできないでしょうか。 ※民間への開示は既存の情報連携ではできませんが、同意のうえで情報が提供される仕組みとする（例えば、金融機関からの情報確認の求めがある旨をマイナポータル経由で受け取り、相手方情報等を確認し、同意をした場合に限り提供先に開示される仕組み等想定）。 それにより、減少が見込まれている職員が証明書を送付・回答するという工数も減らすことにも寄与すると考えます。 なお、固定資産税の証明に関しては相続人等の行う手続きに際してはこのような取り扱いは難しいですが、本人の手続きに限り同様の取り扱いができるものと思われます。	中核市	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
158	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	オンライン申請は自治体ごとに実現することは可能であるが、手数料の支払いまでオンラインで完結する環境を整備することは非常に困難である。申請から手数料の決済までを一貫してオンラインで完結しなければ、利用者の利便性を部分的にしか向上せず、自治体職員も引き続き郵送や窓口対応に追われることになる。このため、一貫してオンラインで処理が完結する仕組みの構築が不可欠である。	中核市	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
159	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	法人の補助金申請等で提出要求の機会が多い「滞納がない証明書」や、酒類製造販売の免許申請に必要な「滞納処分を受けたことのない証明書」については、交付申請者の利便性を考慮し、未納分の電子的納付決済システムの構築と、証明書交付システムとの連携が必須と思われます。	中核市	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
160	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	共通化候補（令和7年度選定分）案で示された地方税関係通知（納税証明書等含む）のデジタル化（イメージ）によると、eLTAXやマイナポータルを介した仕組みとする想定と見受けられますが、当県においては、宛名情報と個人番号、法人番号との紐づけが完了していない状況です。 件数ベースで割合の高い自動車税種別割については、特に、自動車登録時点で車体情報とマイナンバーや法人番号等の紐づけがなされておらず、令和9年度以降に予定されている納税通知の電子化においても、車体情報とマイナンバーや法人番号とのマッチングの方法が課題となっている状況です。納税証明（未納がないこと）には、自動車税種別割の納税状況も含まれますが、システム上でマイナンバー等をキーとした場合、納税義務者ごとの納税状況を正確に回答できない可能性があります。	都道府県	共通化の進め方に関すること	情報共有、連携・協議、スケジュールに関すること
161	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	地方団体が納税証明書を発行する事務は地方税法で義務付けられていることから、その交付方法が定めてある規則や省令・政令の改正が必要になる可能性があるのではないかと。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	制度・業務に関すること	法令、通知、要綱などに関すること
162	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	・代理人等から申請があった場合の委任関係の確認方法 ・電子証明書の提出先での確認方法 上記の2点について手法を確立した上で共通化を行っていただきたい。	政令指定都市	制度・業務に関すること	制度運用に関すること
163	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	DV等支援措置対象者について、該当者が転出済後再転出している元住民等の場合、証明交付側自治体でDV等支援措置の実施の有無を把握できない場合があるため、証明書の交付可否や、記載する住所等については適切に考慮いただきたい。 （例：最新住所地でのDV支援措置の有無によって交付可否の制御を行う／証明書に出力する住所は自動的にマイナンバーカードと同じ住所になる／証明書に出力する住所は賦課期日時点の住所を用いる など） ※納税部門は書類の返戻状況等によって、住基ネットから最新住所を把握する可能性があるが、その場合、最新住所地でのDV等支援措置の有無について把握できるとは限らない。 ※マイナンバーカード・暗証番号を用いて行う申請であるため、本人申請である前提で考慮しないでよいということであればその旨整理のうえ、通知等を行うなど。	政令指定都市	制度・業務に関すること	制度運用に関すること
164	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	狭義の納税証明書は税の完納の証明としての用途が多く、証明書出力後のトラブルを避けるため、交付請求時に未納がある場合の発行要否確認についても、ルールを定め電子的に措置する必要が見込まれます。（特に給与特別徴収については納税者責任ではなく特別徴収義務者に起因する未納滞納のため）	中核市	制度・業務に関すること	制度運用に関すること
165	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	当市では、郵送による納税証明書等の請求・交付について業務を委託し、正職員においては審査及び押印の役割を担い、それ以外の発行、郵送等は委託事業者が行っている。電子申請を導入するにあたり、申請受理→発行→審査→手数料決済→交付等の一連の業務において委託事業者が行うことができる範囲を明示していただきたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	制度・業務に関すること	制度運用に関すること
166	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	交付された電子的な納税証明書等について、提出先である事業者等の負担が大きい場合利用可能となる提出先が拡大せずシステム構築による十分な効果が見込めないことから、提出を受けた事業者等が証明書の真正性の確認を簡便に実施できる手段の構築を併せて検討いただきたい。	政令指定都市	制度・業務に関すること	業務実態に関すること
167	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	納税証明書の発行については、課税に対する納入確認ができていたことが大前提となりますが、納入方法は、金融機関やコンビニエンスストアでの現金納付だけではなく、口座振替やクレジットカード払い、キャッシュレス決済等多岐にわたり、いずれにしてもその納入・入金確認に一定の時間を要することは避けられないと思われます。この課題に対しては、有人窓口での対応で納入済みの領収書原本の確認やスマートフォンアプリからの納入メールの画面等を確認して、その都度対応し、急ぎの交付申請者への対応を行っていることが予想されます。 このような急ぎのニーズにこれから構築されるシステムは対応できるのかが疑問です。税金によっては年に複数回の分割納期限が設定されており、このタイムラグ問題に迅速かつ的確に対処できる体制が構築できるのでしょうか。もし、納入状態は現行の方法での把握で確認できたものだけを交付対象とするシステム構築であれば、急ぎで納税証明書の交付を求める者に対しては、サービスの向上とは言えないものと考えられます。また、このシステムと従来の有人窓口での確認方式を併用するとしても、個々の案件のタイムラグ問題を正確に把握できない以上は交付申請者にとっては、交付申請窓口が特定できないという混乱を招く危険性があるのではと懸念します。	中核市	制度・業務に関すること	業務実態に関すること

#	業務・システム名	意見	団体種別	意見の分類	
				大分類	小分類
168	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	所得（課税）証明書については、既に中間サーバー上にアップロードされた課税情報をマイナポータル上で閲覧することが可能な仕組みが構築されていることから、電子申請をした納税義務者が地方団体の証明発行作業を介することなく自動的に証明書を電子データとして取得することが可能となるよう検討いただきたい。	政令指定都市	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
169	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	申請内容の補正や不受理の決定、手数料の未納付、不足などについて、申請者とシステム上直接やりとりできるようにする機能を実装することを検討いただきたい。	政令指定都市	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
170	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	税目ごとに、証明書の年度、対象者などを特定できるように、法人の会計年度、本店、支店、車体番号など、税目ごとに入力項目が分岐するよう適切な画面設計を検討いただきたい。	政令指定都市	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
171	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	未納（滞納額）がない納税証明書の発行を求める申請者が大半であるが、証明書は未納額（納期限未到来額・納期限到来額）が記載される形となっており、未納がある場合は窓口で確認しながら発行しているのが現状です。未納額がある場合には電子申請システム上で通知やメッセージ（例「未納額がある場合はその額が表記されます」）を表示することで、発行後の返金を求める苦情が減るのではないかと考えております。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
172	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	税務の標準準拠システムにも証明書発行機能が含まれているため、既存の標準化対象システムとの機能差を整理し、重複投資／重複管理を避けていただきたいです。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
173	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	即時納付について対応できるようにしてほしい。現状は納付データが翌日に使用できるようになっているため、納付当日の納税証明書等はご来庁いただき納付したことの証憑を以て納付情報を手入力し発行対応をしている。この状態を解消してほしい。	町村	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
174	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	法人については、商業登記電子証明書では普及率が低いことから、GビズIDによる申請をもって、電子署名を省略可能とするなど、法人による申請の利便性向上及び真正性の確保について検討いただきたい。	政令指定都市	技術・システム設計に関すること	他システム等との連携に関すること
175	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	共通納税システムに記録されている課税及び納税データを用いてシステム上で納税証明書の申請・決済・交付できるシステムをできるだけ早く実現してほしい。個人の所得証明については、マイナポータルで取り出せる所得情報などをそのまま証明書として電子交付できる仕組みを作してほしい。市町村等の直接的な負担はないことが望ましい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	技術・システム設計に関すること	他システム等との連携に関すること
176	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	国税の納税証明書のように、電子納税証明書をプリンターで印刷して利用できるよう、改ざん防止機能を実装することを検討していただきたい。	政令指定都市	技術・システム設計に関すること	セキュリティ・情報の取扱いに関すること
177	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	個人の場合は請求、交付はマイナポータルの電子署名が利用できそうだが、法人は真正性を担保する方法を別途検討してほしい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	技術・システム設計に関すること	セキュリティ・情報の取扱いに関すること
178	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	eLTAXを通じての証明書交付申請⇒証明書交付⇒手数料の納入となると見込んでいますが、証明書交付申請時に委任による申請も多くあるため、その場合、手数料の納入者として証明書交付申請者若しくは納税義務者が指定されることになると思われます。1件の証明書交付申請に対して、証明書交付申請者名で納入されるのか、納税義務者名で納入されるのかが事前に指定されていないと手数料納入の確認に困難が生じますので、そのあたりについてご配慮をお願いします。eLTAXによる申告書には受付番号が付されていますので、それをキーに証明書交付申請情報と手数料納入情報が突合できるとベストかと考えます。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	技術・システム設計に関すること	データに関すること
179	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	（２）選定の理由において、「現在、納税証明書、所得（課税）証明書等（以下「納税証明書等」という。）については、行政の手続（補助金申請、入札参加資格審査申請等）だけではなく、民間の手続（融資・借入、自動車売却時の添付等）においても、幅広く利用されている。」、「証明書を利用する民間事業者等にとって、統一的な取扱いが望ましいと考えられる」と記載されているところ、すべての民間事業者等が電子納税証明書に対応できない場合、電子と紙の納税証明書等の併用となり、かえってトータルコストが増加すると思われる。 また、例えば「融資・借入」の利用目的で一般に使用される納税証明書の種類は、いわゆる「県税に未納のない証明書」であり、イメージ図にあるeLTAXにおいては電子申告に対応した申告税目に関する課税情報は有するものの、賦課税目に関しては課税情報を有していないため、地方団体の税システムの改修が必要となる。	都道府県	地方自治体の負担に関すること	業務負担に関すること
180	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	電子交付を進める上で、提出先の受け入れ体制整備も併せて取り組む必要があるかと思います。	中核市	住民・事業者の利便性向上に関すること	-
181	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	証明書の目的として証明書名義人ではない第三者（提出先）が確認できることが必要ところ、「電子的に受領した情報を後続する手続等に活用」とあるが、民間の証明書提出先が今までの紙収受体制に加えて、電子的に真正性を確認する手法を備えなければならないようにする負担が懸念されます。	中核市	住民・事業者の利便性向上に関すること	-
182	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	納税証明書等の電子的な交付に係る業務は、業務自体は共通的なものであるものの、以下のような点について自治体ごとに運用が異なることが考えられるため、自治体ごとに選択を可能とするか、効率的な運用が可能となるよう幅広い自治体の運用状況を踏まえたシステムとしていただきたい。 ・手数料の請求タイミングについて、申請時に決済させるか、申請受理後の審査結果に基づき請求するかという点 ・固定資産税の納税証明書のように、共有名義のものの対応方法 ・手数料は減免も含め自治体の条例で定められているため、自動計算とする場合は計算が異なるという点 ・税目、申請者の住所や物件所在地などに基づき対応部署が異なる場合がある点	政令指定都市	地域の自主性・自律性に関すること	地域の実情に関すること
183	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	各証明書について、自治体によって証明事項の項目に差異があると思われるため、標準レイアウトを基本としながら、各自治体の実情に応じて対応できるよう検討いただきたい。 （本市では、所得（課税）証明書の標準レイアウトにある「減免前所得割」・「所得割減免額」等の記載がない。また、固定資産課税台帳登録事項証明書においては、備考欄に「建築年」・「共有者氏名」等の記載がある。）	政令指定都市	地域の自主性・自律性に関すること	地域の実情に関すること
184	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁（総務省）>	住所・所在地情報の共通化システムの導入により、公共サービスの効率化や正確性の向上、住民サービスの利便性向上に寄与すると期待しており、民間や他の行政機関との連携も円滑になり、社会全体のコスト削減につながることから賛同する。ただし、システムの導入に際しては、住民への適切な情報提供や理解促進が必要であり、また、自治体職員の事務負担を軽減するために自動化や連携機能の充実を望むとともに、システムの運用開始やトラブル時においても適切なサポート体制や研修の整備を求める。さらに、デジタル庁が管理するアドレス・ベース・レジストリへの情報提供や管理負担が過度にならないよう注意するとともに、標準化対象・対象外システムとの連携にも配慮し、システムベンダのリソース不足を招くことがないよう余裕を持ったスケジュールで計画的に進めていただきたい。	中核市	共通化候補の選定に関すること	積極
185	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁（総務省）>	市区町村の土地区画整理事業においては、町字名含めた土地の地番を住居表示にするのみでなく、新しい町字名と地番に変更する事業も含まれることから、「市区町村職員が住居表示業務を実施する」のみではなく、後者の事業についても共通のシステムにより同時にアドレス・ベース・レジストリに自動で蓄積される仕組みとすべきではないか。 地番については国によって進める登記情報システムからアドレス・ベース・レジストリに蓄積するのであれば、それでもよいが、各システムの要件や業務範囲を明確にしておく必要がある。	中核市	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること

#	業務・システム名	意見	団体種別	意見の分類	
				大分類	小分類
186	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁（総務省）>	建物の建替え等に伴い敷地を分筆し新たな住居番号を付定する場合等において、申請者が分筆前の公図を持参した場合、当市において分筆した旨を確認する術がなく、結果として法務局の保有する地番と住居番号が正しく符号しない場合が存在しうる。 また、住民登録上の住所と法務局が保有する地番と比較し地図上で場所を特定する際、当該住民が居住している場所と法務局が管理する地番が不一致であるケースが存在すると考えられる。 そのような場合において、市民の利便性等の観点から、住民登録上の住所の表示を職権で修正することは難しいと考えている。 それらの対応について、広く検討をお願いしたい。	政令指定都市	制度・業務に関する こと	業務実態に関する こと
187	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁（総務省）>	共通化することは理想的なのだが、電子化のハードルが高く、住居表示台帳（フロンテージ管理）は紙管理にて作図・付番を行っている。新規付番の際の確認として、GIS：地番図データ・地番ラベル・航空写真・住宅地図を重ねて利用。電子化は、費用、座標情報の付与・不一致の紐付け等、負担が増大となる認識により、情報公開請求についても書面で提供を続けている。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	制度・業務に関する こと	業務実態に関する こと
188	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁（総務省）>	共通システムには、様々な住居表示業務に対応した機能を備えてほしい。 （例：建物等新築届受付機能、通知書発行機能、一覧表作成機能など）	中核市	技術・システム設計 に関すること	システムの機能に 関すること
189	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁（総務省）>	当市の住居表示台帳は紙台帳による管理ですが、システム化の情報収集は行っています。 住居表示事務の特殊性（図面上に建物形状と進入口を作図し、進入口が属するフロンテージを選択・一般的な統合型GISでは機能不足）から、位置情報を含めてADRの整備を進めるのであれば、左記特殊性に対応するGIS機能が必須となります。逆に位置情報が求められないのであれば、どの市区町村であってもExcel台帳等のリスト管理は行っているはずなので、所定様式のアップロードなどで十分かと思います。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	技術・システム設計 に関すること	システムの機能に 関すること
190	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁（総務省）>	本市は住居表示台帳を紙管理しており、共通システム以前に台帳の電子化を行う必要が生じるが、電子化において相当な費用を要する見込である。国においては、住居表示台帳の電子化を行う市区町村に対して補助等をお願いしたい。	中核市	地方自治体の負担に 関すること	財政負担に関する こと
191	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁（総務省）>	システム導入を早急に行っていただき、導入等の費用を補助金等の対象としていただきますこと、要望します。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	地方自治体の負担に 関すること	財政負担に関する こと
192	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁（総務省）>	システム構築にあたっては、住居表示業務に係る各自治体の実態や業務工程を勘案し、業務が円滑に移行できるよう調整していただきたい。 また、これまで蓄積されている紙ベースの住居表示台帳等を、効率的にシステムへ反映させる方策をご検討いただきたい。	政令指定都市	地方自治体の負担に 関すること	業務負担に関する こと
193	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁（総務省）>	本システムは自治体が管理する住居表示に関する業務負担軽減が主な目的とされているが、今後の地番マスタや住居表示マスタの整備方針については現在有識者会合において検討中と聞いているものの、その負担については危惧しているところ。住居表示制度を採用していない本市では住所を設定する際は原則法務局が所管する登記上の地番と同じ表記としており、本市において地番のマスタ管理はしていないこともご配慮のうえご検討をお願いしたい。	政令指定都市	地域の自主性・自律 性に関すること	地域の実情に関する こと
194	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁（総務省）>	本市には、小さな町がたくさんあり、かつ、重複する町名が多くあることから、住所を表すに当たり、不動産登記上の町名に加え、南北、東西に走る通り名を付与したものを町名として慣例的に用いている箇所が多くあります。町は複数の通りに接していることが多く、通り名を付与した町の組合せも複数存在することになります。つきましては、住所の標記には町名に通り名を付与したものが正式な町名となることから、町字マスタにおけるコード化の際にも1つの町に対して1つのコードではなく、本市の場合、1つの町に対して複数のコードが必要となる。地番マスタの整備や、住所・所在地情報管理システムの構築に当たっては、この点をご配慮のうえご検討をお願いしたい。	政令指定都市	地域の自主性・自律 性に関すること	地域の実情に関する こと
195	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	システムの見直しにあたっては、まずは従前の業務フローの簡略化を図るとともに、中長期的には国の責任において、地方自治体の財務会計システムの統一化を図り、財務会計システムから決算統計データのみならず、公会計データを容易に出力できるよう改修を検討すべき。	政令指定都市	共通化の進め方に 関すること	共通化すべき業務・ システムの検討対象 に関すること
196	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	公営企業決算統計においても同様の対応が必要と思われるため、法適用事業の財務会計システム改修等も想定に含めて検討いただきたい。	中核市	共通化の進め方に 関すること	共通化すべき業務・ システムの検討対象 に関すること
197	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	・本県において決算統計業務の機能を持つ予算総合管理システム（仮称）をR8・R9に開発し、R9年度中から運用を開始する予定 ・共通化システムの内容・スケジュール次第で本県が開発する新システムの機能が変わり得るので早期の詳細な情報提供を要望する	都道府県	共通化の進め方に 関すること	情報共有、連携・協 議、スケジュールに 関すること
198	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	システム導入にあたり、各団体の財務会計システムの改修が必要となる場合は、システムの仕様をできるだけ早くお示しいただくとともに、所要の財政措置にもご配慮いただきたい。	都道府県	共通化の進め方に 関すること	情報共有、連携・協 議、スケジュールに 関すること
199	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	現在、決算統計作業のために各地方自治体が用いる元データは、形式や粒度が多岐にわたることから、共通化後に総務省に提出するデータについても、同省の指定するデータ形式・内容への変換作業が必要になるものと思料される。既に財務データと決算統計を紐づけて作業の省力化を図っている自治体においては、当該変換作業が新たに必要となり、かえって負担となることも予想される。ついては、総務省へ提出するデータ内容の検討にあたっては、各地方自治体から現状の実物データを収集・比較する過程を踏むなど、真に地方自治体の業務負担軽減に資するよう、密に連携して進めるよう求める。	都道府県	共通化の進め方に 関すること	情報共有、連携・協 議、スケジュールに 関すること
200	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	導入している財務会計システム内の機能を使って、決算統計の調査表作成のための基本データ出力作業を行っているため、共通化を実施する場合には、スケジュール等を可能な限り早目に情報共有していただきたい。	政令指定都市	共通化の進め方に 関すること	情報共有、連携・協 議、スケジュールに 関すること
201	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	来年度から、財務会計システムの更新にかかる仕様作成等を行う必要がある。そのため、共通化を実施する場合、スケジュールとコンバータの仕様について、早急にお示し願いたい。また、コンバータへの反映データの作成等、財務会計システムの改修費用等が追加で必要になる場合は、対象経費の財源措置をお願いしたい。	中核市	共通化の進め方に 関すること	情報共有、連携・協 議、スケジュールに 関すること
202	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	提出データの範囲や形式を明確に定義し、仕様変更は意見照会の後、施行までの時間を設けるなど、システム改修検討の時間を設けていただきたいです。元データ提出型である場合、財務会計システムの改修が必須であるため、急な仕様変更時にベンダー対応が間に合わず、決算統計が遅延するリスクが高まるため、慎重に設計していただきたいです。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	共通化の進め方に 関すること	情報共有、連携・協 議、スケジュールに 関すること
203	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	地方公共団体毎に予算執行科目が異なるため国でのコンバータ作業が難しく、統計表を作成するためにはデータクレンジングなどの作業の必要性が予想される。また、共通化により地方公共団体の決算統計システムを使用しなくなったとしても、システムコストが劇的に低下することは考えづらい。そのため、共通化することにより、逆に地方公共団体の業務やトータルコストが増加することがないよう適切な制度設計をお願いしたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	制度・業務に関する こと	制度運用に関する こと
204	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	現在、本市では7月上旬に表を完成し、この時点の表の数値をもとに7月中旬から決算の監査、議会対応の準備を行っている。このため、調査表の整合性等の確認作業は、市町村が随時行えるようにしてもらいたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	制度・業務に関する こと	業務実態に関する こと
205	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	現在の当市の運用において、例えば、賃貸借料10万円の内、3万円が臨時経費、7万円が経常経費で計上されている場合、生データでは10万円全額が臨時経費又は経常経費どちらか一方に振り分けられている。このため、決算統計資料を作成するにあたって、臨時経費と経常経費の内訳を修正する必要があるため、生データを提出する運用となると、この点の修正が出来なくなるため、ご配慮いただきたい。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	制度・業務に関する こと	業務実態に関する こと

#	業務・システム名	意見	団体種別	意見の分類	
				大分類	小分類
206	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	システム化の検討にあたっては、システム上で条件設定すれば自治体間の財政状況の比較などが容易にできるような機能を付加し、単に報告するためにとどまらずその後に活かすことができるようなシステムを検討いただきたい。 (現在はe-statでダウンロードできるCSVデータ等から必要な情報をコピー＆ペーストするなどして手持ち資料として作成しているものがあるが、これにも相応の手間がかかっている)	都道府県	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
207	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	決算統計データについて、各自治体からの提供依頼が多いことから、本システムを通じて提供できるようにしていただきたい。	中核市	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
208	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	決算統計は、地方公営企業に関する唯一の決算統計資料であることから、地方公営企業では、自治体（事業体）間の財政状況比較として頻繁に利用している。また、その集計結果は国や都道府県の公表を通じて、各自治体での経年比較や複数の指標等を組み合わせた経営比較分析表を示すとともに、地方公営企業年鑑（決算状況調査）として、同一年度の年度末を目的に該当全自治体の回答結果が公表されている状況と認識している。 自治体間比較の対象は、財政指標の算出元数値など百を超えるため、その都度、決算統計における調査票の各項目を参照される（例：調査票01表02行03列の値）ことが多く、ほとんどの場合、最新年度の数値を照会される。実務では、決算統計の調査票提出直後の月に、提出したばかりの調査票全体あるいは各項目を照会されることが年10件以上あり、その回答により本来対応すべき業務時間が多く割かれている状況である。 以上の状況及びDX全般的な視点から、本件対応にあたり、以下3点を要望する。 ①調査票を国又は都道府県に提出後、提出自治体が公開を承諾するなど一定条件の元に、他自治体が提出されたデータをダウンロードできるようにすること。特に、国による全団体の確定を待たずして、それを可能にすること。 ②提出する調査票項目（入力項目）を変える場合、既存の調査票項目との比較対照をできるようにすること。 ③決算統計は、各自治体の保存する財務会計データから提出することが多いと思われるが、国又自治体間で保有するデータに関するルールを統一的に定めている又は推奨している場合※は、当該ルールに沿ったデータ項目で提出できるようにすること。 ※例：国土交通省及び経済産業省は、水道事業におけるCPS/IoTの活用のため、水道情報活用システムの普及を推進しています（独立行政法人情報処理推進機構HPより）	中核市	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
209	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	自治体ごとに会計の体系や科目名称等に違いがあることに加え、財務会計システムの仕様も異なるところではあるが、可能な限り各自治体の既存システムから抽出したデータをそのまま活用する形でのシステム化を検討いただきたい。また、自治体の財務会計システムの改修が必要となる場合には速やかに情報提供いただきたい。	都道府県	技術・システム設計に関すること	データに関すること
210	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	財務会計システムからのデータ抽出について、コンバータするためにコンバータすることがないよう各ベンダーに対して共通仕様を提供し、抽出データをそのまま取り込めるようにしていただきたい。また、その改修費用に対する財政措置をお願いしたい。	中核市	技術・システム設計に関すること	データに関すること
211	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	システムの共通化が困難な場合であっても、調査様式の削減など、地方自治体の決算統計業務負担の軽減策を検討されたい。	都道府県	地方自治体の負担に関すること	業務負担に関すること
212	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	本県の財務会計システムデータを決算統計の調査票として調整するにあたっては、端数調整の他、例えば県の会計上同一目の事業であっても決算統計の目的別に置き換える際には別々の目的にする例があることや、同一節であっても内容により異なる性質に置き換えるなど、様々な調整を行っている。 これを踏まえると、財務会計システムのデータをそのまま標準システムに取り込むだけでなく、一定の調整を行う必要があるものと考えますが、それらの作業に係る手間が可能な限り少なく済むようにご検討いただきたい。	都道府県	地方自治体の負担に関すること	業務負担に関すること
213	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	自治体によって導入している財務会計システムやその賃借期間が異なるため、共通化に向けた手続き面等の自治体の負担が少なくなるように検討していただきたい。	政令指定都市	地方自治体の負担に関すること	業務負担に関すること
214	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	決算統計の調査表を作成していく過程で自身の自治体について決算分析ができ、決算業務や議会への対応資料の作成にも繋がっていることから一概に事務負担の軽減に繋がるとは思わない。	町村	地域の自主性・自律性に関すること	地方自治体独自の取組みに関すること
215	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省（こども家庭庁）>	提案通り進めることに賛成である。	中核市	共通化候補の選定に関すること	積極
216	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省（こども家庭庁）>	幼稚園の共通化は大賛成。加えて、現在すでに「子ども・子育て支援情報公表システム」において運用されている認可外保育施設についても、災害時情報共有システムとの連携を希望する。	都道府県	共通化の進め方に関すること	共通化すべき業務・システムの検討対象に関すること
217	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省（こども家庭庁）>	別添②に記載の参考1・2ともに回答は、市町村を経由せず施設がシステムに回答できるようになっていますが、回答の依頼や通知についても市町村を通すことなく国や都道府県からシステム等を通じて直接施設に届く運用にしてほしいです。迅速な対応ができるためにもぜひよろしくお願いします。	市（政令指定都市及び中核市を除く）	制度・業務に関すること	制度運用に関すること
218	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省（こども家庭庁）>	国のシステムを活用する又は国で一括するシステム導入を検討されること自体のメリットはあるが、公立幼稚園の所管がどこにあるか、どのシステムを活用するかにより、自治体や幼稚園現場のメリット・デメリットは異なる。本市立幼稚園は教育委員会の所管であり、災害時の学校園への連絡指示や状況把握、情報収集に係る対応等は教育委員会事務局で一体的に行うことになるため、EduSurveyを活用する方法が園にも事務局にも混乱がないと考える。（小学校との併設園の対応も含めて）	政令指定都市	制度・業務に関すること	業務実態に関すること
219	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省（こども家庭庁）>	幼稚園において、「児童福祉施設等災害時情報システム」や「子ども・子育て支援情報システム」がどの程度認識されているかは疑問である。本市では、全園、EduSurveyでの調査回答の経験はある。	政令指定都市	制度・業務に関すること	業務実態に関すること
220	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省（こども家庭庁）>	・被害については、徐々に明らかになっていくことから、被害報告の回答を1回だけでなく、追記・修正できるようにしていただきたい。 ・また、追記・修正が行われた場合は、データベース上で回答が上書きされ、関係者（国、県、市町村）全員が最新の被害件数や詳細なデータを閲覧等できる仕組みを検討いただきたい。	都道府県	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
221	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省（こども家庭庁）>	①幼稚園の被害状況等について、児童福祉施設等災害時情報共有システム（以下「システム」という。）を活用する場合、今年度5月に国主催で実施したシステムを使用した訓練時に、自治体から被災状況指示メールの送信が原因によりシステム操作が遅くなるなど障害が発生したことから、サーバー強化など充分な対策を図った上で、システム導入の調整をお願いしたい。 ②上記①に関連して、システムの報告項目である被害者数（傷病数）について、基礎自治体として、施設利用者と施設職員のそれぞれの被害状況を把握する必要があることから、施設利用者及び施設職員の内訳がわかる被害状況入力の設定にいただきたい。	政令指定都市	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
222	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省（こども家庭庁）>	災害発生時において、幼稚園の被害状況等の情報収集を行う必要性は、国だけではなく各自治体についても同様である。このため、国がシステム化を行うにあたっては、幼稚園が回答した被害状況等について、国だけではなく各自治体においても幼稚園の回答状況、特に回答内容が随時確認できるシステムとすることを希望する。	中核市	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること

#	業務・システム名	意見	団体種別	意見の分類	
				大分類	小分類
223	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省（こども家庭庁）>	【意見】 ○新システムにおいて情報収集開始の意思決定権を自治体にも認めていただきたい。 ○内閣府の新総合防災情報システムや防災科研が開発する基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）との情報連携についてもご検討いただきたい。 【理由】 ○災害発生時に、社会福祉施設等の被災状況等を関係者が迅速かつ正確に情報収集・共有し、適切な支援につなげることは重要であり、国と自治体及び複数分野のシステム共通化に賛同する。 ○現在運用されている児童福祉施設等災害時情報共有システムにあっては、情報収集開始の意思決定権を国のみが持っており、自治体が独自に発意することができない。このため、県域や市町村レベルの災害発生時には本システムを被災情報収集に活用することはできず、メールや電話、自治体独自の防災システム等を用いた情報収集によらざるを得ない状況にある。 ○新システムにおいて情報収集開始の意思決定権を自治体にも認めていただければ、自治体は独自防災システム開発が不要となるほか、新システムの活用が進み、共通化の効果がいっそう高まるものと考えられる。 ○防災行政において各システム間の情報連携と集約化が進められていることから、効率的な災害対応のため、新システムについても内閣府の新総合防災情報システムや防災科研が開発する基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）との情報連携を可能とする仕様が望ましい。	都道府県	地域の自主性・自律性に関すること	地方自治体独自の取組みに関すること
224	⑪ 奨学給付金申請システム<文部科学省（デジタル庁）>	奨学給付金について、共通の申請システムが利用できるようになると、利便性も高まり、事務の効率化につながると考えるので、ぜひ進めてほしい。 今後、給付金対象者が拡充される可能性があり、事務が増えることが考えられることから、他のシステム同様、令和8年3月末までに推進方針案の作成となるように早い検討をお願いしたい。	都道府県	共通化候補の選定に関すること	積極
225	⑪ 奨学給付金申請システム<文部科学省（デジタル庁）>	独自でオンライン申請のできるシステムの開発を行うか検討していましたので、ぜひとも国のほうでオンライン化していただきたいです。	都道府県	共通化候補の選定に関すること	積極
226	⑪ 奨学給付金申請システム<文部科学省（デジタル庁）>	システム化について、ぜひ前向きに御検討いただきたい。 システム化を検討するにあたって、各都道府県によって申請受付・審査・給付事務の方法に違いがあるため、あらかじめ聞き取りを行うなど各都道府県の実情や申請者の利便性を踏まえ、システムを開発していただきたい。 また、在学校や地方公共団体の現場における体制整備や制度の運用方法、利用者への周知などに影響があるため、システム化の可否及び稼働までのスケジュール、運用方法については可能な限り速やかに示していただくとともに、検討の進捗を適時情報提供いただきたい。	都道府県	共通化の進め方に関すること	情報共有、連携・協議、スケジュールに関すること
227	⑪ 奨学給付金申請システム<文部科学省（デジタル庁）>	令和9年3月末を待たず、速やかに方針案を策定し、システム構築をすべき。	都道府県	共通化の進め方に関すること	情報共有、連携・協議、スケジュールに関すること
228	⑪ 奨学給付金申請システム<文部科学省（デジタル庁）>	システム化する場合は、紙での申請は完全に廃止し、就学支援金のようにシステムでの申請に一本化できるようにしていただきたい。（紙との併用になると、むしろ業務が煩雑化する恐れがある）	都道府県	制度・業務に関すること	制度運用に関すること
229	⑪ 奨学給付金申請システム<文部科学省（デジタル庁）>	e-Shien上に過去の奨学給付金受給者が記録されることで、受給対象となりそうな生徒への案内配布が必要最小限となり、効率化が図られる。	都道府県	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
230	⑪ 奨学給付金申請システム<文部科学省（デジタル庁）>	就学支援金が所得確認を要さない制度となる場合は、奨学給付金において所得確認を行えるシステムとする必要がある。	都道府県	技術・システム設計に関すること	システムの機能に関すること
231	⑪ 奨学給付金申請システム<文部科学省（デジタル庁）>	就学支援金で利用されているe-shienを奨学のための給付金の業務で活用することで、申請対象者が「県内学校在学者」となった場合、当県には広域通信制高校があるため申請件数が大幅に増加する可能性がある。 システムを共通化する場合は、地方公共団体における事務量が最小限となるよう、特段の御配慮をいただきたい。	都道府県	地方自治体の負担に関すること	業務負担に関すること
232	⑪ 奨学給付金申請システム<文部科学省（デジタル庁）>	就学支援金との一体的な申請について言及されているが、特に私立学校では就学支援金と奨学給付金で申請する都道府県が異なることも多いため、それに対応するとともに、申請者にも分かりやすいシステムとしていただきたい。	都道府県	住民・事業者の利便性向上に関すること	-
233	⑪ 奨学給付金申請システム<文部科学省（デジタル庁）>	高等学校等就学支援金と一体のオンライン申請システムの導入が望ましい。システムの構築にあたっては、申請者が迷うことなく操作できるよう、直感的で判りやすい設計とすることが求められる。併せて、申請方法についても、申請者の利便性の向上および学校現場の事務負担軽減の観点から、簡便で負担の少ないものとするのが望ましい。	都道府県	住民・事業者の利便性向上に関すること	-
234	⑪ 奨学給付金申請システム<文部科学省（デジタル庁）>	本市では、令和7年度より県が導入した就学支援制度オンライン申請システムを利用して、就学支援金と奨学給付金の一体的なオンライン申請を実施している。	中核市	地域の自主性・自律性に関すること	地方自治体独自の取組みに関すること